

2025.8/19_オンライン申請(e-Gov)関連説明会_質疑応答一覧(Q & A)

#	質問区分	ご質問内容	回答
1	全般 (オンライン申請のメリット)	オンライン申請をすることにより従来の窓口申請用に比べて審査が早くなるなど、電子申請の促進につながるメリットがあればご教示ください。	電子申請のインセンティブについては、必要に応じて今後検討していきます。 なお、申請や補正を行う時に、窓口への訪問や一部の郵送等が無くなり効率化できる、申請データの保存がPC上で簡単にできる、等といった申請者のメリットはあるものと考えております。
2	対象手続き	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託において、許可は2025年12月1日から開始となっております。 一方で、許可後の軽微な変更届は、許可より多数の届出数が想定されるが、今後オンライン化の対象となるのか？	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可後の変更届出については、現在の自動車運送事業関係の対象に含まれておりません。必要に応じて、今後検討していきます。
3	対象手続き	一般旅客自動車運送事業の移動円滑化取組計画書・取組報告書・実績等報告書は、2026年度中となっております。 計画書・報告等は年1回ですが、移動円滑化基準適用除外認定申請・変更届はより件数が多いものですが、今後オンライン化の対象となるのかでしょうか。	移動円滑化基準適用除外関係の手続きについては、現在の自動車運送事業関係の対象手続きに含まれておりません。必要に応じて、今後検討していきます。 なお、今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きの一覧については以下をご参照ください。 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fjidosha%2Fcontent%2F001901867.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK
4	対象手続き	今まで支局で確認印を押して返却してもらっていた事業用自動車等連絡書などの書類も申請書控えでダウンロードできるのでしょうか。	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
5	対象手続き	事業計画変更届出書で増減車を行う場合に連絡書を添付し経由印をいただきますが、それは電子サインで戻ってくるのでしょうか？	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、紙による申請・交付となります。
6	対象手続き	連絡書の発行はオンライン対応となるのでしょうか。	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
7	対象手続き	増車、減車、営配等で発行される事業用自動車等連絡書の延長印の手続きもオンラインで可能になりますでしょうか。	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
8	対象手続き	乗合・貸切車両の増・減車に係る連絡書の交付は、どのようになるのでしょうか。	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
9	対象手続き	事業用自動車等連絡書は申請当日にダウンロード可能でしょうか？	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
10	対象手続き	事業用連絡書の発行も可能なのでしょうか？	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
11	対象手続き	事業計画変更届と事業用自動車等連絡書を同時に申請、または、事業用自動車等連絡書のみ、交付依頼することは可能ですか？	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
12	対象手続き	増減の申請はオンラインでできるが連絡書は結局窓口に行ってもらわなければならないということですか？	事業用自動車等連絡書は、今回のオンライン申請の対象外となり、引き続き、紙による窓口申請・交付となります。
13	対象手続き	一般旅客のタクシーの申請でなにができるのですか？具体的に教えてください。一覧はありますか？	今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きの一覧については以下をご参照ください。 なお、C列「事業区分(大分類)」で「旅客自動車運送事業」、D列「事業区分(中分類)」で「一般乗用旅客自動車運送事業」を選択すると、タクシーの申請が一覧で確認できます。 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fjidosha%2Fcontent%2F001901867.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK
14	対象手続き	何がオンライン申請対象か一覧でわかるページはありますか？	今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きの一覧については以下のサイトをご参照ください。 ■国土交通省物流・自動車局HP「国土交通省物流・自動車局HP「e-Govオンライン申請(自動車運送事業関連手続)」サイト https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fjidosha%2Fcontent%2F001901867.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK
15	対象手続き	オンラインでは出来ない申請項目はありますか？	今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きの一覧については以下のサイトをご参照ください。 なお、ご質問が申請項目に対するものでしたら、申し訳ございませんが、該当する手続きが分かりませんでしたので、回答を差し控えさせていただければと思います。 ■国土交通省物流・自動車局HP「国土交通省物流・自動車局HP「e-Govオンライン申請(自動車運送事業関連手続)」 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fjidosha%2Fcontent%2F001901867.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK
16	対象手続き	自動車事故報告書はオンライン申請となるのでしょうか？	オンライン申請となります。具体的には、R7年度12月に公開予定です。 その他、今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きの一覧については以下をご参照ください。 ■国土交通省物流・自動車局HP「国土交通省物流・自動車局HP「e-Govオンライン申請(自動車運送事業関連手続)」 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fjidosha%2Fcontent%2F001901867.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

#	質問区分	ご質問内容	回答
17	申請書入力前 (利用アカウント)	アカウントが3種類が使えるとのことですが、申請できる手続きの面で、機能的な差異はありますか？	基本的な機能や、できることの内容に差異はありません。 一方で、差異がある点としては、Gビズプライム、メンバーのアカウント間においては、権限に基づき、Gビズプライムアカウントにて配下のメンバーアカウントの申請データを閲覧すること等が可能です。 また、GビズIDの場合、今回のe-Gov以外においても、省庁が提供するサービスに利用できる見込みであるため、可能ならGビズIDを推奨いたします。詳細は以下Gビズのサイトをご参照ください。 Gttps://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html
18	申請書入力前 (利用アカウント)	3つのアカウントを併用できますか。	併用は可能です。一方で、アカウント管理の負担や、ユーザビリティ(例: 同じアカウントであれば、過去の申請履歴等を確認できる)の観点から、複数アカウントの利用は推奨しません。
19	申請書入力前 (利用アカウント)	一つのアカウントを部署内の複数人で共有して使用する、または申請内容や一時保存した申請を部署内で共有することは可能かご教示いただきたいです。(e-Govアカウントを作成して使用を考えています)	e-Govアカウントの取得につきましては、個人による取得を想定したものと なっています(e-Govアカウントで求められる、二要素認証においてもスマートフォン等による認証となります)。 なお、代理申請にならない範囲で、工夫次第で(例: アカウント取得時に会社の代表メールアドレスの利用、社用スマートフォンによる二要素認証等)複数人で同じアカウントを使用いただくことは技術的には可能なようです。
20	申請書入力前 (利用アカウント)	オンライン申請利用に関する3種類のアカウントのそれぞれのメリット・デメリットは？	基本的に差異はありません。 一方で、差異がある点としては、Gビズプライム、メンバーのアカウント間においては、権限に基づき、Gビズプライムアカウントにて配下のメンバーアカウントの申請データを閲覧すること等が可能です。 また、Gビズの場合、今回のe-Gov以外においても、省庁が提供するサービスに利用できる見込みであるため、可能ならGビズIDを推奨いたします。詳細は以下Gビズのサイトをご参照ください。 Gttps://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html
21	申請書入力前 (利用アカウント)	一つの会社でプライムアカウントを複数作成することは可能でしょうか。※人事労務系で先行利用しており、プライムアカウントから分けています。	GビズIDプライムは、法人内の同一の利用者に複数のアカウントの発行を行うことができませんが、Gビズプライムアカウントを保有している場合、Gビズメンバーアカウントを社内の各担当者に発行し、各担当者はGビズメンバーアカウント利用して申請することができます。具体的には以下を参照ください。 【GビズFAQサイトURL】 ■https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html 【GビズID クイックマニュアル法人設立OSS編】 ■https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_OSS.pdf
22	申請書入力前 (利用アカウント)	一法人にて複数人担当が申請を行うにあたり、利用アカウントは一法人で1つのアカウントか？または担当者がそれぞれ取得するのか？なお他の担当者が申請した履歴は申請人以外が確認できるか？	e-Govアカウント、Microsoftアカウントの取得にあたりましては、個人による取得となり、二要素認証においても個人のスマートフォン等による認証を行うものと認識しております。 GビズIDプライムは、法人内の同一の利用者に複数のアカウントの発行を行うことができませんが、GビズIDメンバーは法人内の同一アカウントの利用が可能です。 また、Gビズプライム、メンバーのアカウント間においては、権限に基づき、Gビズプライムアカウントにて配下のメンバーアカウントの申請データを閲覧すること等が可能です。 その他、以下をご参照ください。 ■GビズFAQサイトURL https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html
23	申請書入力前 (利用アカウント)	一人の人物が、当事者本人に成りすまして反復継続的に電子申請した場合、見破られることはありますか。説明をお聞きする限り、判別できないと思いますがいかがですか。	アカウントの真正性は、GビズIDの場合はアカウント作成時の本人確認、e-Govアカウントの場合はアカウントの二要素認証、Microsoftアカウントの場合は別途Microsoftアカウント側の本人確認手法により、担保されており、審査者にはアカウントの属性が審査時に確認することが可能となっています。
24	申請書入力前 (利用アカウント)	アカウントの登録名等について、登録後に変更は可能ですか？	e-Govアプリ上の操作にて、アカウント登録後の登録名・パスワードの変更は可能です。具体的には、マイページ右上のアカウント名をクリックして表示できるメニューのなかから「アカウント管理」→「アカウントの変更・削除」を選択すると、現行パスワードを入力の上、アカウント(メールアドレス)とパスワードの変更画面が表示されますので、変更後のアカウントまたはパスワードをご入力の上、変更ください。
25	申請書入力前 (利用アカウント) 申請後 (申請案件一覧)	1事業者で複数営業所に担当者が存在している場合、アカウントは複数作成するのか？ また、申請後、認可済の電子データは、何年間保存ダウンロードが可能ですか？	e-Govで利用できるアカウントは基本的に担当者ごとに作成する必要があるため、複数営業所に担当者がいる場合は、各担当者でアカウントを取得していただくことが可能です。具体的には以下のようになっています。 ・e-Govアカウントはメールアドレスごとに紐づく ・MicrosoftはMicrosoftのアカウントごとに紐づく ・Gビズも権限設定次第(詳細はデジタル庁GビズID公式サイト(https://gbiz-id.go.jp/top/)をご確認ください。) また、到達番号のステータスが手続終了になったものについては、手続終了になった999日後(e-Govの仕様上設定可能な最長期間)に削除され、参照することができなくなりますので、ご了承ください。

#	質問区分	ご質問内容	回答
26	申請書入力前 (ログイン)	講義画面で放映いただいた、e-Govアカウントログイン画面が表示できない。URLは？	e-Govアプリログイン画面を表示するためには、本日の説明資料16頁のとおり、 ①e-Govアカウントの取得 ②e-Govアプリのインストール が必要です。 ①、②の手続きのためのURLは以下のとおりで、操作方法は、「オンライン申請業務マニュアル」2章1.1節「アカウントの取得」、2章1.1節「アカウントの取得」をご参照ください。 【e-Govアカウント登録画面URL】 https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00 【e-Govアプリインストール画面URL】 https://shinsei.e-gov.go.jp/
27	申請書入力前 (手続検索)	申請したい手続き名を入力していましたが、下の方にあった分類から選んでいく方法を見せてほしいです。国交省のワードはありましたでしょうか？	説明会では時間の関係上、説明を省略してしまいまして、分かりにくく恐縮ですが、「手続検索」画面の「所管行政機関から探す」の欄から、「国土交通省」のワードを選択できますので、そこをクリックして検索することが可能です。 また、検索した後に遷移する画面にて、「検索条件」欄のフィルター機能を用いて、大分類「国土交通」>中分類「自動車」を選択してください。その上で、小分類は、以下の適切なものを選択してください。 ①貨物自動車運送事業関係、②旅客自動車運送事業関係、③運行管理者、整備管理者、事故報告関係、④適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係
28	申請書入力方法 (ファイル添付)	添付ファイルの形式(PDF,JPGなど)、ファイルサイズの決まりはありますか？	個々のファイルについての上限は(後述の上限を除き)設定されておりませんが、1つの申請書全体で102.4MB以内となっております。
29	申請書入力方法 (ファイル添付)	申請書に添付する資料の様式やファイル形式に制限はありますか。	e-GovにはWord、Excel、PDF等一般的な形式は添付可能です。また、個々のファイルについての上限は(後述の上限を除き)設定されておりませんが、1つの申請書全体で102.4MB以内となっております。
30	申請書入力方法 (ファイル添付)	添付資料の原本(幅員証明、戸籍抄本など)はオンライン申請後、運輸支局等に別途郵送が必要でしょうか？	オンライン申請にて添付いただいた書類は、別途郵送は不要です。
31	申請書入力方法 (ファイル添付)	乗合バスの運行回数や運行時刻の届け出等は申請様式には記載せず、添付資料のみに記載する形でよろしいのでしょうか。	定期路線運行、不定期路線運行における路線に関する事項、運行計画等については、申請様式中ではなく、原則添付書類として添付いただく運用としています。なお、添付書類フォーマットは自由ですが、e-Govアプリの「手続情報」画面の「オンライン申請方法別利用案内」欄に掲載されている「参考様式」(Excel形式)を使うことも可能です。
32	申請入力方法 (申請様式)	自社独自の届出書での申請は可能でしょうか。	申請項目については、e-Gov画面上で定められた様式に入力をお願いします。一方で、添付書類については、一部例外的に様式を備考欄で指示している書類(※)を除きフォーマットは指示していないので、任意のフォーマットで提出をお願いします。 ※法令等で様式が指定されている、事業報告、輸送実績報告、移動円滑化に係る報告等を指します。該当するものについては、項目の「備考」欄等で、注意事項を記載しております。
33	申請入力方法 (代理申請)	行政書士が代理申請する場合は、行政書士の連絡先はどちらに記入すればよいのでしょうか？連絡先情報の欄でしょうか。	ご認識のとおり、「連絡先情報」の欄に代理人(行政書士)の連絡先を入力いただく運用となります。 なお、「申請者情報」の欄には、被代理人の情報を入力してください。
34	申請方法 (代理申請)	行政書士が代理申請する場合の委任状の様式はありますか。	様式は特に決まっておりません。現行で使用されている様式を添付いただく想定しております。なお、e-GovにはWord、Excel、PDF等一般的な形式は添付可能です。e-Govでの自動車運送事業関係のすべての申請画面に申請項目を用意している、「委任状」の電子ファイルを添付いただく形で、代理申請が可能となっております。
35	申請方法 (代理申請)	代理申請について、委任状の電子ファイルとは？こういった形式ですか？	様式は特に決まっておりません。現行で使用されている様式を添付いただく想定しております。なお、e-GovにはWord、Excel、PDF等一般的な形式は添付可能です。e-Govでの自動車運送事業関係のすべての申請画面に申請項目を用意している、「委任状」の電子ファイルを添付いただく形で、代理申請が可能となっております。
36	申請方法 (代理申請)	当方は事業協同組合ですが、所属する個人タクシーの個人事業主に関する届出等の手続きを組合で行っています。そこでe-Govの登録は組合で登録し、申請内容が所属する個人事業主の手続きになる場合でも問題なく手続きが可能となるのでしょうか？	代理人申請は原則行政書士のみが行えることとなっております。(行政書士法第19条)
37	申請方法 (代理申請)	トラックの増減の申請について、代理申請は可能ですか？	トラックの増車および減車の申請については、代理申請が可能です。
38	申請方法 (代理申請)	代理申請にあたって、委任状の様式に指定はありますか？また、オンライン申請手続の代理申請にあたって特別な受任事項は必要となりますか？	様式は特に決まっておりません。現行で使用されている様式を添付いただく想定しております。なお、e-GovにはWord、Excel、PDF等一般的な形式は添付可能です。e-Govでの自動車運送事業関係のすべての申請画面に申請項目を用意している、「委任状」の電子ファイルを添付いただく形で、代理申請が可能となっております。その他、特別な受任事項等は特にありませんが、手続きに必要な添付書類等の電子データ(スキャンしたPDF等)は事前に被代理人から受領しておく必要があります(窓口申請にて添付書類の写しを受領する必要がある点と同様で、オンラインの場合はそれがスキャンデータ等になる、というのみです)。
39	申請方法 (代理申請)	将来的にはオンライン申請のみでの受付となるのでしょうか？窓口申請との共存となるのでしょうか？	今回オンライン申請化した手続きについては、可能な限りオンライン申請を推奨しますが、紙による窓口申請や郵送による申請も受付可能です。
40	申請方法 (代理申請)	行政書士ではなく、グループ会社の申請書を代理申請している場合は、どのような添付書類を求められるのか？	代理人申請は原則行政書士のみが行えることとなっております。(行政書士法第19条)

#	質問区分	ご質問内容	回答
41	申請方法 (代理申請)	申請者が取得しているアカウントと代理人が取得しているアカウントの種類が異なっても委任は可能ですか？例えば、申請者がe-Govアカウント、代理人がGビズアカウントのようなケースは？	・申請者と代理人が異なるアカウントでも委任は可能です。 ・また代理申請を行う場合は、代理申請者がe-Govで申請を行いますが、申請者がe-Govを操作する機会はないため、申請者自身はアカウントの取得は必須ではありません。代理申請を行う方におかれては、e-Govのアカウント(GビズID、e-Govアカウント、Microsoftアカウントのいずれか)の取得が必要となりますので、ご認識の程よろしく願いいたします。
42	申請方法 (代理申請)	・行政書士の場合、お客様のIDやパスワードを借りて行う必要はなく、事務所のアカウントのみ発効すれば足りるという認識でよろしいでしょうか ・副本について、どのように出力されるかの見本などありますでしょうか ・登録免許税はどのように支払い案内がきますでしょうか？	・代理申請を行う場合は、代理申請者がe-Govで申請を行いますが、申請者がe-Govを操作する機会はないため、申請者自身はアカウントの取得は必須ではありません。代理申請を行う方におかれては、e-Govのアカウント(GビズID、e-Govアカウント、Microsoftアカウントのいずれか)の取得が必要となりますので、ご認識の程よろしく願いいたします。 ・副本(申請書控え)については、PDF形式で、基本的には申請書入力画面のフォーマットがPDFになって出力されるイメージです。 ・申請後の登録免許税関係の業務については、オンライン化対象外のため、現行と同様の運用を想定します。オンライン化については未定です。
43	申請方法 (代理申請)	代理申請の場合、代理人だけがアカウント登録すれば良いでしょうか？それとも委任者もアカウント必要でしょうか？	代理申請を行う場合は、代理申請者がe-Govで申請を行いますが、申請者がe-Govを操作する機会はないため、申請者自身はアカウントの取得は必須ではありません。代理申請を行う方におかれては、e-Govのアカウント(GビズID、e-Govアカウント、Microsoftアカウントのいずれか)の取得が必要となりますので、ご認識の程よろしく願いいたします。
44	申請方法 (代理申請)	業として代理人申請できるのは行政書士に限るが、申請画面等でそういった注意喚起の記載はあるか？ないのであれば今後検討していただけか？	No36等で回答した通り、業として代理人申請できるのは行政書士に限ることは、こういった事業者向け説明会の機会等をとらえて周知を行っています。
45	申請方法 (代理申請)	当方は事業協同組合ですが、所属する個人タクシーの個人事業主に関する届出等の手続きを組合で行っています。そこでe-Govの登録は組合で登録し、申請内容が所属する個人事業主の手続きになる場合でも問題なく手続きが可能となるのでしょうか？	代理人申請は原則行政書士のみが行えることとなっております。(行政書士法第19条)
46	申請方法 (代理申請)	行政書士が代理申請する場合、申請法人(毎回入力？)に対して代理人という欄があるのか？あくまでも連絡先なのか？	ご認識のとおり、「連絡先情報」の欄に代理人(行政書士)の連絡先を入力いただく運用となります。 なお、「申請者情報」の欄には、被代理人の情報を入力してください。
47	申請方法 (代理申請)	代理申請につき、資格者権限を確認するシステムは必要ではないか？無資格者による非行など違法な代理申請の温床になる危険性が懸念されます。	今回、本資料に掲載されている他のQAで回答した通り、業として代理人申請できるのは行政書士に限ることは、こういった事業者向け説明会の機会等をとらえて周知を行っています。また、今後も引き続き周知を進めてまいります。
48	申請方法 (窓口申請の可否)	オンライン申請を始めるにあたって、現状の窓口での行う手続きの流れに変更はありますか？ 例えば、オンラインが原則のため、窓口で行う場合追加で確認資料を出さなければならない、など。	現状の窓口で行う手続きの流れに現行では大きな変更はありません。 今回オンライン申請化した手続きについては、可能な限りオンライン申請を推奨しますが、紙による窓口申請や郵送による申請も受付可能です。 窓口申請における申請書類の様式は、オンライン申請利用開始前に使用していた従前の様式を主にご利用いただく想定です。
49	申請方法 (窓口申請の可否)	今までの申請方法も引き続き手続き可能ですか？(非オンラインでの方法)	・今回オンライン申請化した手続きについては、可能な限りオンライン申請を推奨しますが、紙による窓口申請や郵送による申請も受付可能です。 ・窓口申請における申請書類の様式は、オンライン申請利用開始前に使用していた従前の様式を主にご利用いただく想定です。
50	申請方法 (提出先)	複数県に跨るような路線新設など、関係運輸局、関係運輸支局が複数ある場合も一括しての申請が可能でしょうか。	複数運輸支局管轄の地域にわたって事業を行う場合、主に事業を行う地域を管轄する運輸支局を選択し、提出してください。ただし、法令で提出先が指定されている場合(例:旅客自動車運送事業の事業報告・輸送実績報告書)は法令に従ってください。どの運輸支局に提出すべきか判断がつかない場合は最寄りの運輸支局にお問い合わせください。
51	申請方法 (提出先)	申請先が3か所まで入力できたかと思いますが、3か所以上の時はどのようにしたら良いのでしょうか？	複数運輸支局管轄の地域にわたって事業を行う場合、主に事業を行う地域を管轄する運輸支局を選択し、提出してください。ただし、法令で提出先が指定されている場合(例:旅客自動車運送事業の事業報告・輸送実績報告書)は法令に従ってください。どの運輸支局に提出すべきか判断がつかない場合は最寄りの運輸支局にお問い合わせください。
52	申請方法 (行政手数料の納付方法)	手数料が必要な手続きについて、納付の方法及び納付のタイミング等の詳細をご教示ください。	・今回の自動車運送事業関係のオンライン化対象手続きにおいて、手数料が必要な手続きは「運行管理者資格者証の交付・再交付(一般貨物、特定貨物、一般旅客、特定旅客)」となります。 ・上記手続きでは、根拠法令に基づき、オンライン申請でも、窓口申請と変わらず「前納」となりますが、オンライン申請と窓口申請では、手数料納付の具体的な流れが異なります。 ・窓口申請では、申請書提出前に収入印紙を申請書に貼付して提出してもらいますが、オンライン申請では、申請提出後(24時間以内)に電子納付をしてもらいます。 ・電子納付の方法としては、申請をe-Govで提出後、納付番号、確認番号、収納機関番号を控えた上で、ネットバンキングで払込を想定します。または上記を控えた上で、金融機関(Pay-easy対応)のATMで払い込んでいただきます。 ・審査が円滑に進むよう、提出後24時間以内の納付をお願いしていますので、その点ご留意のほどよろしくお願いいたします。 ※なお、「運行管理者資格者証の交付・再交付(一般貨物、特定貨物、一般旅客、特定旅客)」が公開されるタイミングで、上記内容について簡単に説明したチラシを本省HPにアップロードする予定ですので、併せてそちらもご参照、ご展開ください。
53	申請方法 (申請書控え)	質問:申請書の控えのダウンロードを忘れた場合にサイト上で再度のダウンロードは可能ですか？	e-Govのシステム仕様上、申請・補正の完了時にダウンロードを忘れた場合は、原則ダウンロード不可となり、簡単な形(HTML形式)でしかダウンロードできなくなります。 また、審査が終了または届出が完了した場合、上記も含めダウンロードができなくなります。 そのため、必ず申請・補正の完了時、忘れずにダウンロードをお願いいたします。

#	質問区分	ご質問内容	回答
54	受付・審査 (申請内容の補正)	補正の連絡はどのような形で来るのでしょうか。	補正の通知については、e-Govのマイページ上でも確認できるほか、メールでも通知がされます。
55	受付・審査 (申請内容の補正)	申請に不備等あった場合、ログインしないとその確認ができないのでしょうか？電話連絡などいただけることはないということでしょうか？	補正の通知については、電話ではなく、e-Govのマイページ上でも確認できるほか、メールでも通知がされます。 また、e-Govでは審査者から申請者へのメッセージ機能があり、それを使って連絡があった場合は、e-Govアプリ上で確認頂くことを想定します。
56	受付・審査 (公文書)	認可申請の認可書は、今まで通りの文書となるのか？それとも、申請完了のような形となるのか？	今回オンライン申請化した手続きのうち、許可書や認可書の発出を要する手続きについては、当面の間、押印後にPDF化して申請者に送付することを予定しております。
57	受付・審査 (公文書)	従前の副本と同等措置として申請書や補正等の写しをZIP形式でDLできるとのこと。許可証相当の書類についての取扱いは？オンラインのみなのか、従前どおり公印をついた書面なのか、それとも選択できるのか？少なくとも従前の公印付き書面形式は必要ではないか？銀行や自治体など第三者に提出機会があるため現場に大混乱を生じさせる可能性がある。例えば法務省の登記識別情報と同等な取扱いはできないか？	今回オンライン申請化した手続きのうち、許可書や認可書の発出を要する手続きについては、当面の間、押印後にPDF化して申請者に送付することを予定しております。
58	受付・審査 (受理印)	受理印が押された「公文書」の見本があれば拝見したいです。	紙申請と異なり、オンライン申請については、届出(報告)の手続きは、公文書が発行されず、審査者が発出する書類が無いため、検印は押されません。また、現行のe-Gov電子申請システムの仕様上、届出証明書の自動発行・発出機能はないため、以下の①、②のファイルや画面を代用いただくよう、お願いいたします。 ①申請書提出後にダウンロード可能な「申請書控え」(届出が審査者に到達したことを証するもの) ②「申請案件一覧」中の「受付審査完了」または「手続終了」ステータス欄の画面を印刷したもの(届出が審査者に受理されたことを証するもの) 【情報取得・画面表示方法】 ①申請者にて、e-Govアプリ上で申請書「提出」ボタンを押下後、「申請書控え」ボタンを押下し、をお手元のPCにPDFファイルをダウンロードください。 ②申請者にて、e-Govアプリ上で、「申請案件一覧」から該当案件を選択いただき、「申請案件状況」の確認画面中のステータス欄の「受付審査完了」または「手続終了」というステータスと審査完了日時等を表示し、画面を印刷します。
59	受付・審査 (受理印)	一般貨物運送事業の増車・減車の届出について、各支局様の保管分とは別にトラック協会様保管分にも押印していただいて支局様からトラック協会様へ転送してもらってました。この処理はどうなりますか？	運輸支局からトラック協会へ転送するようなことはございません。
60	受付・審査 (申請証明)	届出完了後申請完了した場合、今まで通りの検印が押されるのでしょうか？	紙申請と異なり、オンライン申請については、届出(報告)の手続きは、公文書が発行されず、審査者が発出する書類が無いため、検印は押されません。また、現行のe-Gov電子申請システムの仕様上、届出証明書の自動発行・発出機能はないため、以下の①、②のファイルや画面を代用いただくよう、お願いいたします。 ①申請書提出後にダウンロード可能な「申請書控え」(届出が審査者に到達したことを証するもの) ②「申請案件一覧」中の「受付審査完了」または「手続終了」ステータス欄の画面を印刷したもの(届出が審査者に受理されたことを証するもの) 【情報取得・画面表示方法】 ①申請者にて、e-Govアプリ上で申請書「提出」ボタンを押下後、「申請書控え」ボタンを押下し、をお手元のPCにPDFファイルをダウンロードください。 ②申請者にて、e-Govアプリ上で、「申請案件一覧」から該当案件を選択いただき、「申請案件状況」の確認画面中のステータス欄の「受付審査完了」または「手続終了」というステータスと審査完了日時等を表示し、画面を印刷します。
61	受付・審査 (審査期間)	トラックの増減の申請から承認までどのくらいの時間がかかりますか。	届出については、内容を確認し記載項目に不備がなければ、受理となります。ただし、申請データの到達時間によってはタイムラグが発生する可能性はございます。
62	受付・審査 (審査期間)	紙申請とオンライン申請を比較した場合、標準処理期間に差異はありますか？	今回の自動車運送事業関係のオンライン申請に係る標準処理期間は、現時点では現行と同程度を想定していただければと思います。
63	受付・審査 (審査期間、公印)	申請後、認可・許可されるまでどれくらいの時間となりますか？また、認可・許可後の印などはどのようになりますか？	今回の自動車運送事業関係のオンライン申請に係る標準処理期間は、現時点では現行と同程度を想定していただければと思います。 また、今回オンライン申請化した手続きのうち、許可書や認可書の発出を要する手続きについては、当面の間、押印後にPDF化して申請者に送付することを予定しております。
64	申請後 (申請案件一覧)	画面上で確認できる過去の申請案件は、どこまで遡って確認することができるのでしょうか。古いものから順次削除されたりするのでしょうか？	到達番号のステータスが手続終了になったものについては、手続終了になった999日後(e-Govの仕様上設定可能な最長期間)に削除され、参照することができなくなりますので、ご了承ください。
65	その他	本日のQAの公開があるという話でしたが、本日の資料も併せて後日公開頂きたく存じます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。	ご要望のとおり、国土交通省物流・自動車局HP「国土交通省物流・自動車局HP「e-Govオンライン申請(自動車運送事業関連手続)」サイト内に、後日、掲載させていただきますので、ご参照ください。

#	質問区分	ご質問内容	回答
66	その他	わかりやすい説明ありがとうございました。 質問ではなく要望です。このような説明会に今後は、参加人数の制限をかけないでいただきたい。 また、今回はバス協会から説明会の案内をもらったが、メールなど含め広く周知していただきたい。	本説明会において、より多くの皆様にご参加いただけるよう、オンライン会議ツールの切り替え等により、参加定員数の拡充を行いました。 多くのオンライン会議ツールにおきましては、仕様制約上、技術的な理由により、参加定員数の目途が存在するものと認識しておりますが、引き続き、ご要望に対して、参加の制約が生じないような運営に努めたいと思います。 また、開催案内につきましては、より多くの申請事業者様に認知いただけるよう、HP掲載や業界団体様への周知以外のチャネルの活用についても検討していきたいと思います。
67	その他	今後e-Govでの手続き申請が追加可能になった際、各事業者への通知はどういった形でされますでしょうか？	手続きの追加については、国土交通省HPへの掲載や、業界団体等を通じてご案内していく想定です。